

神戸市道路公社 神戸駅南駐車場  
【飲料自動販売機】入札占用指針

1. 概要

(1) 入札対象施設等

- ①施設名称 飲料自動販売機（道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という）第32条第1項第六号に掲げる露店、商品置き場その他これらに類する施設）
- ②数量 3台
- ③販売品目 アルコール飲料を除く飲料  
※食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可の対象となるものを除く

(2) 道路の占用の場所

神戸駅南駐車場

- ・所在地 兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目他
- ・占用面積 4.8m<sup>2</sup>

（別添資料1「位置図」及び別添資料2「平面図」「配置図」を参照）

(3) 道路占用の開始予定時期

令和3年4月1日

(4) 道路の機能又は道路交通環境の維持を図るために入札対象施設等の設置に伴い求める措置

①機器仕様

- ・神戸市の制定している「グリーン調達等方針に係る判断基準」別添資料3に示された、**【判断の基準】**に適合した自動販売機を設置すること。
- ・景観に配慮した色調若しくは素材とすること。
- ・キャッシュレス決済に対応していること。

②機器の設置及び撤去

- ・機器の設置は占用者の負担で行い、安全性に問題が無いか据付面を十分に確認するとともに、転倒防止対策を行うこと。
- ・機器への電気供給については、占用区域の上部周辺の壁面に神戸市道路公社が設置したコンセントを使用し、確実に接地を取ること。

③機器の保守管理

- ・金銭管理及び機械故障時の対応等、設置機械のオペレーションの対応を行うこと。

④占用区域内及び周辺の清掃

- ・占用区域内に専用ゴミ箱を設置すること。

・専用ゴミ箱のゴミの回収、及び占用箇所周辺の清掃を行うこと。

⑤その他別添資料4「道路占用許可条件」に掲げる必要な措置を実施すること。

(5) 認定の有効期間

11ヶ月27日（令和3年4月1日から令和4年3月27日まで）

(6) 占用料の額の最低額

16,800円（1m<sup>2</sup>当たり／年）

※占用料単価	×	国土交通大臣が定める期間
1,400円（1m <sup>2</sup> 当たり／月）	×	1年

※占用料単価は、「神戸市道路占用条例第2条の別表における法第32条第1項第6号に掲げる施設」の占用料とする

2. 占用入札参加資格

(1) 入札占用計画が、入札占用指針に照らし適切なものであること。

(2) 入札対象施設等のための道路の占用が、法第33条第1項の政令で定める基準に適合するものであること。

(3) 入札対象施設等のための道路の占用が、道路の交通に著しい支障を及ぼすおそれが明らかなものでないこと。

(4) 入札占用計画の提出者（提出者が法人又は団体である場合は役員その他経営に実質的に関与している者を含む。）が次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

①道路占用許可の手続きを履行する能力を有しないと公社が認めるとき。

②道路の占用についての占用料を納める能力を有しないと公社が認めるとき。

③法第71条第1項の規定に基づく監督処分を受けて是正がなされていないとき。

④法第73条第1項の規定に基づく督促状により督促をしているとき。

⑤暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する）暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

⑥自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者の損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

⑦暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

⑧暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

⑨暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

⑩その者に道路を占用させることが、公序良俗に反し、社会通念上不相当であると公社が認めるとき。

なお、道路交通法第77条第1項の規定による道路使用許可が必要になる場合は、提出

された入札占用計画を基に、施設の配置計画や工事施工の際の道路の規制方法等について、各所轄警察署と協議を行いますので、事前相談等のお問い合わせはおやめください。

### 3. 入札占用計画等の作成及び提出

#### (1) 入札占用計画等の作成要領

入札占用計画等を、様式1～5（A4判）により、下記の留意事項に従って作成してください。提出された入札占用計画を審査し、入札対象施設等のための道路の占用の許可を行うことの可否を判断します。

なお、提出された入札占用計画に形式上の不備や要件の不足等がある場合には、内容の追加、修正を求めることがあります。また、本入札占用指針において示した事項以外の内容を含む入札占用計画については、無効とすることがあります。

様式	留意事項
入札占用計画 (様式1)	様式1の（記載要領）に従って記載してください。
入札対象施設等の設置に伴い必要となる 清掃その他の措置 (様式2)	様式2の（記載要領）に従って記載してください。記載された内容については、別添資料4「道路占用許可条件」に記載しているとおり、占用許可の条件として実施を義務付けるとともに、道路管理上の必要に応じて、修正、追加その他の指示を行うことがありますので、留意してください。
法人概要（様式3－1）及び役員名簿（様式3－2）	事業の内容、役員の氏名等を記載願います。 なお、個人の場合は、様式3－1は不要であり、様式3－2により、氏名、生年月日等を記載願います。
災害等非常時における連絡体制（様式4）	占用者（代表者、現場管理者、施設管理者等）から神戸市道路公社及び駐車場管理委託業者への連絡体制図を記載願います。
暴力団排除に関する誓約書（様式5）	記載事項を確認の上、氏名等を記載願います。

#### (2) 入札占用計画等の提出期限、場所及び方法

##### ①提出期限

令和2年12月28日（月） 16時まで【必着】

※期限までに以下の提出場所に到達しなかった場合には、いかなる理由をもっても受理しません。

##### ②提出先

〒651-1243 兵庫県神戸市北区山田町下谷上字池ノ内6番地の1  
神戸市道路公社 総務企画部 総務課  
電話 078-583-0234

### ③提出方法

上記②へ持参又は郵送（書留郵便又は信書便に限る）してください。

※持参する場合は、封緘の上、入札占用計画等の提出者の法人名、代表者名（個人の場合は氏名）、入札占用計画等の件名を表記し、提出してください。

※送付する場合は、表封筒に入札占用計画等在中の旨を朱書し、封緘した入札占用計画等を送付してください。

## 4. 入札までの流れ

### (1) 担当部局

〒651-1243 兵庫県神戸市北区山田町下谷上字池ノ内6番地の1  
神戸市道路公社 総務企画部 総務課  
電話 078-583-0234

### (2) 入札占用指針に関する質問書

入札占用指針の内容について質問がある場合には、書面（様式6）にて質問を受け付けます。

なお、入札の公平性を確保するため、提出された入札占用計画についての個別の質問等について回答はしかねますので、ご了承ください

#### ①入札占用指針に関する質問書の提出方法

FAX又は電子メールによるものとします。

#### ②提出先

神戸市道路公社 総務企画部 総務課  
FAX 078-583-3845  
電話 078-583-0234  
E-mail soumu@kobe-toll-road.jp

#### ③入札占用指針に関する質問書の提出期限

令和3年2月12日（金）16時まで

（ただし、入札占用計画の作成に関する質問は、令和2年12月18日（金）16時まで）

#### ④入札占用指針に関する質問書の回答

質問書に対する回答は、質問書の提出を受けた日から5営業日までに、神戸市道路公社ホームページの下記「入札公告」ページに掲載します。

<http://www.kobe-toll-road.or.jp/outline/koukoku.html>

### (3) 入札参加資格の確認通知

提出された入札占用計画等を審査し、占用入札参加資格の有無を確認して、書面をもって神戸市道路公社より通知します。

なお、占用入札参加資格要件を満たしていない者に対しては、理由を付して通知します。

また、占用入札参加資格を満たさない理由について、書面にて説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、(様式7)に必要事項を記載の上、提出してください。

①入札参加資格に関する質問書の提出方法

様式7に記載の上、FAX又は電子メールにて提出してください。

②提出先

神戸市道路公社 総務企画部 総務課

FAX 078-583-3845

電話 078-583-0234

E-mail soumu@kobe-toll-road.jp

③入札参加資格に関する質問書の提出期限

令和3年2月10日(水)16時まで

## 5. 入札の実施

### (1) 入札書の提出

占用入札参加資格があることの確認を受けた入札参加者は、本入札占用指針を熟読の上、以下の要領に従って入札書(様式8)を提出してください。

なお、提出するに当たっては、神戸市道路公社により占用入札参加資格のあることの確認を受けた通知書(以下「占用入札参加資格確認通知」という。)を持参してください。

①入札執行日時 令和3年2月19日(金)午前10時30分

②提出方法 持参してください。

③入札場所 兵庫県神戸市北区山田町下谷上字池ノ内6番地の1  
神戸市道路公社 西館会議室

ア 当日は、入札執行日時の30分前から入札会場に入場できます。

イ 入札会場への入場は、入札参加者1者につき、2名までとします。

### ④入札書の記入、押印

ア (様式8)の記載要領を熟読の上、入札書を作成してください。

イ 住所、法人名、代表者名等を記入し、印鑑を必ず押印してください。

ウ 代理人が入札を行う場合は、入札書に委任者の住所、法人名、代表者名等を記入し、かつ、代理人名を記入し、代理人の印鑑を押印してください。入札書に代表者印が押印されていても、必ず代理人の印鑑を押印してください。

エ 年月日は、入札執行年月日を記入してください。

オ 訂正の容易な筆記具(鉛筆など)で記入しないでください。必ず、ボールペン又はペンなどで記入してください。

カ 誤って記入し、訂正する場合は、誤記部分に=を引き、押印し、正しく書き直してください。金額欄の場合は、誤った数字だけでなく、金額全てに=を引き、押印し、正しく書き直してください。

### ⑤入札者・代理人の確認

ア 入札に代表者ご自身が出席される場合は、名刺又は社員証等で入札書に表示されている代表者と同一名であることを確認いたしますので、必ず名刺等を持参してください。

イ 代理人が入札を行う場合は、入札書提出の前に、必ず委任状(様式9)を提出してくだ

さい。代表者の印鑑及び代理人印（入札で使用する印鑑）を、それぞれ委任状に押印してください。

ウ 入札書に代表者印があっても、委任状を提出してください。

## （2）入札にあたっての注意事項

ア 入札者は、入札執行日時までに、入札場所に入札書を持参してください（時刻に遅れた場合は、入札場所への入場はできませんのでご注意ください。）

イ 提出された入札書の書替え、引替え、又は撤回はできません。

ウ 入札者は開札まで待機し、発表に立ち会ってください。場合により、再度入札を行うことがあります。

エ 入札を希望しない場合には、入札書の金額欄に「辞退」の旨を記入して提出してください。入札以前に辞退される場合は、事前に辞退届（様式は任意）を提出してください。なお、入札を辞退したことを理由として、以後の入札において不利益な取扱いを受けるものではありません。入札に代表者ご自身が出席される場合は、名刺又は社員証等で入札書に表示されている代表者と同一名であることを確認いたしますので、必ず名刺等を持参してください。

オ 入札者又は代理人は、本件入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできません。

## （3）入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

ア 占用入札参加資格のない者のした入札

イ 入札占用計画に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 指定の時刻までに提出しなかった入札

エ 所定の入札書によらない入札

オ 入札書に記名、押印を欠く入札

カ 入札者又はその代理人が1人で2枚以上の入札をした場合、そのすべての入札

キ 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合、その双方の入札

ク 委任状の提出がない代理人がした入札

ケ 入札金額、入札者の氏名その他主要部分が識別しがたい入札

コ 入札金額を訂正した場合において、訂正印のない入札

サ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札

## （4）入札の延期等

入札者（代理人が入札する場合にあっては代理人。以下同じ。）が連合し又は不穩の挙動をするなどの場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し又はこれを取り止めることがあります。

## （5）開札

ア 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札の場所において行います。

- イ 入札者は、開札に立ち会わなければなりません。(再度入札をする場合がありますので、結果を確認してください。)
- ウ 入札執行日時までに入札場所に入場していない者は、開札に立ち会うことができません。
- エ 入札執行日時の後においては、入札関係職員がやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場所から退場することはできません。
- オ 開札をした場合において、入札占用指針に定められた占用料の額の最低額以上の入札がないときは、再度の入札を行います。この場合において、入札者は神戸市道路公社が定める時刻までに再度の入札書を提出してください。ただし、開札に立ち会わなかった者は再度の入札に参加することはできません。

#### (6) 落札者の決定方法

- ①有効な入札を行った者のうち、入札占用指針に定められた占用料の額の最低額以上であり、かつ、最も高い占用料の額をもって入札額として申し出た者を落札者と決定します。占用料の額は1年間における1 m<sup>2</sup>当たりの額であり、入札額として申し出た当該額の多寡を比較するものとします。
- ②落札となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、神戸市道路公社は、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定いたします。
- ③当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。
- ④落札決定に異議がある場合は、その場で質問を行うことにより疑義の解決を図るものとします。

#### (7) 落札者決定の通知、公表

落札者を決定したときは、落札者に対し、道路の占用の場所、落札額、入札占用計画の認定予定日を通知します。また、ホームページに入札の実施結果(道路の占用の場所、開札結果(落札・不調等の別)、落札者(個人の場合は「個人」とします。))、落札額)を公表します。

#### (8) 落札者決定の取消し

無効の入札を行った者を落札者としていた場合、落札者が落札者決定後の手続きを辞退した場合には、落札者決定を取り消します。

この場合には、入札占用指針に定められた占用料の額の最低額以上であり、かつ、辞退者の次に高い占用料の額をもって入札額として申し出た者を新たな落札者と決定します(以下、新たな落札者が無効の入札を行った場合又は辞退した場合について同じ)。

### 6. 入札占用計画の認定

#### (1) 認定の公示及び通知

落札者が提出した入札占用計画を認定した場合、入札占用計画の認定日、認定の有効期間、道路の占用の場所及び認定を受けた入札占用計画(以下「認定入札占用計画」という。)の提出者(個人の場合は「個人」とします。)等について、ホームページに掲載します。また、落札者

に対しては、入札占用計画の認定日、認定の有効期間、占用許可申請の手続きに関する留意事項等を通知します。

## (2) 認定入札占用計画の変更

災害等による道路状況の変化により入札対象施設等の構造を変更する場合、景況による需要の変化により占用の期間を短縮する場合等、真にやむを得ない事情により、認定入札占用計画を変更する必要がある場合には、変更の認定を受ける必要があります。

また、周辺の交通実態等について当初予想されなかった変化があり、警察から認定入札占用計画の変更を求められた場合に、当該計画の変更を求めることがあります。

## (3) 認定の取消

認定入札占用計画の提出者（以下「認定計画提出者」という）に占用入札参加資格がないことが明らかになった場合、認定計画提出者が無効の入札を行ったことが明らかになった場合その他認定計画提出者が詐偽その他不正な手段により認定を受けたと認められる場合には、当該認定を取り消します。

また、道路の管理上の事由その他公益上やむを得ない必要が生じた場合は、認定を取り消すことがあります。

## 7. 道路の占用の許可

### (1) 占用許可申請手続

認定計画提出者は、当該計画に基づき、次の関係書類を添えて、下記の窓口へ占用許可申請を行ってください。

#### ①申請書提出先

〒651-1243 兵庫県神戸市北区山田町下谷上字池ノ内6番地の1  
神戸市道路公社 道路管理部 管理課  
電話 078-583-0234

#### ②申請書類

##### ア 道路占用許可申請書

道路占用許可申請書は神戸市道路公社ホームページの下記ページからダウンロードし、別添資料5「道路占用許可申請書記入要領」のとおり記載してください。

[http://www.kobe-toll-road.or.jp/qa/qa1\\_4.html](http://www.kobe-toll-road.or.jp/qa/qa1_4.html)

##### イ 認定された入札占用計画

##### ウ 入札占用計画認定通知（写し）

##### エ その他道路管理者が必要であると認める書類

#### ③申請期限

ア 占用許可申請は、令和3年3月11日（木）までに行ってください。

イ 特段の理由なく、占用許可の申請手続を行わない場合は、入札占用計画の認定を取り消すことがあります。



## (2) 占用許可の条件

占用許可には、別添資料4「道路占用許可条件」に掲げる条件の実施を義務付けるとともに、道路管理上の必要に応じ、占用許可の条件の修正、追加その他の指示を行うことがあります。

なお、占用許可の条件に違反した場合は、占用許可を取り消すことがあります。

## (3) 占用許可の期間

認定した入札占用計画に記載された期間中、占用を認めます。

## (4) 占用料の額及び支払い方法

- ① 占用料の額は、認定入札占用計画の提出者が入札において申し出た額に入札占用指針に定められた占用面積を乗じた額とします。
- ② 土地の価格の上昇等を踏まえて占用料単価が改定され、落札額を上回った場合には、改定後の占用料の額を適用して徴収します。
- ③ 占用料の支払いは、当該年度の占用料を毎会計年度6月30日までに支払うものとします。なお、支払方法については、神戸市道路公社が発行する納付すべき金額、期限及び場所を記載した納入通知書により納付するものとします。
- ④ 年度途中での占用開始又は終了の場合は、同年度の占用料は月割計算とします。また、徴収する金額が100円未満である場合には、これを100円に切り上げた額とします。
- ⑤ 指定された期日までに占用料が納付されない場合には、道路法第73条に基づき、延滞金を徴収する場合があります。
- ⑥ 既納の占用料は還付しません。

## (5) 電気料金の額及び支払い方法

- ① 電気料金の額は、自動販売機の設置台数1台につき、月額1200円(税込)とする。
- ② 電気料金の支払いは、各駐車場の管理委託業者への支払いとするが、支払い方法については、管理委託業者と協議して決定すること。

## 8. その他

- (1) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。
- (2) 入札占用計画の作成、提出等に要する費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された入札占用計画の内容変更、差し替え及び再提出は認めません。ただし、神戸市道路公社から補正指示等を行う場合はこの限りではありません。
- (4) 提出された入札占用計画について、提出者に無断で二次的な使用をすることはありません。ただし、占用入札参加資格の確認のため、提出された書類及び個人情報について、警察に提供することがあります。
- (5) 認定した入札占用計画の内容については、開示請求があった場合、当該入札占用計画を提

出した者の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、神戸市道路公社情報公開要綱（平成14年4月1日）において、開示対象となる場合があります。

- (6) 認定しなかった入札占有計画は、原則として返却しません。なお返却を希望する場合、その旨、入札占有計画を提出する際に申し出てください。
- (7) 今回落札したが占有許可申請書を提出しなかった者（契約辞退）、または占有期間中に設置者の都合により占有を廃止（契約解除）した者は次回の入札には参加できない。

占用入札における手続きの日程について

